

データヘルス計画事業実施に関する協定書

全国健康保険協会宮崎支部（以下、「甲」という。）と宮崎県立看護大学研究グループ（以下、「乙」という。）は、データヘルス計画事業実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の加入者の健康増進・健康寿命の延伸に寄与するため甲と乙が協力連携して健診・保健指導データの分析等を行い、データヘルス計画事業の実施を円滑にかつ効率的・効果的に実施できることを目的とするものである。

（実施事項）

- 第2条 乙は、甲が保有する健診情報・保健指導情報・レセプト情報等の統計の考え方、データ処理・解析方法等について甲に指導・助言を行う。
2. 甲と乙は、甲が保有する健診情報・保健指導情報・レセプト情報等を用いて医療費などの分析方法や結果評価などについて検討を行う。
3. 甲と乙は、甲が実施するエゴグラム等を活用した保健指導の実施方法、結果評価等について検討を行い、また、乙は、保健指導の実施にあたり甲に指導・助言を行う。
4. 乙は、情報処理され個人が特定できないように加工された健診情報・保健指導・レセプト情報の解析を行う。
5. 甲と乙は、第2項および第4項で得られた成果を周知することや関係方面および学会や学会誌等への発信を行うことができる。
6. 第2項から第5項に記載された以外に実施の検討をするべき事項が生じた場合は甲と乙の協議により検討する。

（費用）

第3条 本事業に関する情報の提供及びそれに付随する費用については、無償とする。

ただし、本事業に関する、乙による指導、助言を含むアドバイザー業務については別途委嘱契約を結ぶこととする。

（検討に係る倫理的事項）

- 第4条 第2条第2項から第6項の検討は、文部科学省および厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に沿ったものとする。
2. 本検討は、宮崎県立看護大学研究倫理委員会で承認されたものでなければならない。

（情報の取り扱い）

- 第5条 乙は提供された情報の内容及び情報を利用する者、利用場所、情報の保管場所、管理方法について、甲に対して様式1により届け出を行う。
2. 乙は、甲から提供を受けた情報を消去または甲に返却するまで前項に規定する届け出に記載した管理方法に基づき適正に管理するものとする。
3. 乙は甲による承認がない限り、提供を受けた情報のオリジナルの1ファイルとは別にその利用するパソコン等の記憶装置において1を超えたファイルを保存することはできない。別の記憶装置に保存された当該1のファイルも、甲から提供を受けた情報として扱うものとする。
4. 甲は、乙より提供された情報を、甲の文書による事前の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡、貸与および開示してはならない。
5. 甲の判断による、提供した情報の利用の停止及び返還を求めた場合、乙はそれに応じなければならない。
6. 乙は、甲から提供された情報の検討などを外部に委託してはならない。止むを得ない事由で委託する場合は、甲と協議することとする。
7. 乙は、データを紛失した場合、情報が漏えいしている事が判明した場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに甲にその内容及び原因を報告し、その指示に従うものとする。

(成果の公表等)

第6条 乙は、甲の同意を得た上で、当協定に基づく分析事業等で得られた成果を公表することができる。

2 前項の公表にあたっては、乙は公表される成果によって、特定の個人又は医療機関等が第三者に識別されないようにしなくてはならない。

3 甲は、当協定に基づく分析事業等で得られた成果を甲の事業に活用することができる。

(実施期間)

第7条 本協定の実施期間は平成27年3月23日から平成30年3月31日までとする。

2. 前項の定めにかかわらず、甲と乙は、協議の上、実施期間を延長または中止できるものとし、その際には文書により確認する。

3. 第2項の規定にかかわらず、本協定第8条及び第9条は本協定終了後も有効とし存続する。

4. 本協定の終了時には、乙は、甲が提供した情報を定められた方法により保存又は廃棄するものとする。

(分析事業等で得られた成果の帰属)

第8条 当協定に基づく分析事業等で得られた成果の所有は、甲と乙の事前の協議の結果に従うものとする。なお、事前の協議結果の文書がない場合は甲に属する。

(情報の交換)

第9条 甲と乙は、それぞれが保有し、かつ本件の遂行に必要な資料および情報を、求めに応じ相互に開示する。本協定の目的の範囲内でのみ使用し、目的の範囲を超える複製、改修が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

(守秘義務)

第10条 甲と乙、および、それぞれの担当者は、相手方から開示された内部資料および情報ならびに本協定に関連して知り得た相手方の機密について、事前に相手方の同意を得ない限り、第三者に開示または漏洩してはならない。

(協議)

第11条 本協定に定めない事項、並びに本協定に関し変更または修正を要する事項、若しくは本協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲と乙は、誠意をもって協議の上、解決する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成27年 3月23日

宮崎市橘通東1-7-4
全国健康保険協会宮崎支部
支部長

宮崎市まなび野3-5-1
宮崎県立看護大学
データヘルス計画事業実施研究グループ
教授

責任部署

全国健康保険協会宮崎支部 企画総務部
宮崎県立看護大学 研究グループ